

幼児教育・保育無償化 国・東京都における制度概要及び区の対応

| | 認可保育施設 | | | | 幼稚園 | | 認可外保育施設等 (5) | | | 企業主導型保育 | 障害児の発達支援施設 (6) | | | | | | | |
|-------------------|---|--|-------|--------|--|--|---|--------------------|--|---|------------------|----------|-----------|------|--|--------------|--|-------------|
| | 認可保育所 | 認定こども園 | 地域型保育 | 新制度幼稚園 | 未移行幼稚園 | 預かり保育 | 認証保育所 保育室含む | 基準を満たす 認可外保育施設等 | 基準を満たさない 認可外保育施設 ベビーシッター、その他事業 (一時預かり、病児保育、 ファミリー・サポート事業、 ほっとステイ) | | | | | | | | | |
| 国 | 全世帯無償化 【食材料費】 ・主食費・副食費ともに施設による実費徴収 ・生活保護世帯や区民税非課税世帯等については、引き続き副食費の免除を継続実施。 ・副食費の免除対象を拡充(年収360万円未満世帯) | | | | 1 ・対象児童 満3歳(7)～就学前まで ・上限金額 月額25,700円までの範囲で無償化 【食材料費】 ・給食実施の場合、副食費の補助事業を実施する。 (生活保護世帯、区民税非課税世帯、年収360万円未満世帯等) | 1 ・対象児童 満3歳(7)～就学前まで 保育の必要性の認定(8)を受けた児童 ・上限金額 月額11,300円 | 1 ・対象児童 保育の必要性があると認定された児童 保育施設のみ利用する児童 【上限金額】 月額37,000円 上限額の範囲内において、複数サービスの利用も可能。 幼稚園在園児童(満3歳(7)～就学前まで) 【利用条件】 幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合 【上限金額】 預かり保育を含めて月額11,300円 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | |
| 3 5 都 歳児 | / | | | | 4 ・所得制限 園児保護者負担軽減事業を再編し撤廃 ・補助金額 無償化給付額(月額25,700円)と都内幼稚園の平均保育料(月額27,500円)の差分(月額1,800円) ・補助水準 年収270万円以下の世帯、多子世帯等については、従来の負担軽減の水準を維持する。 | / | 3 4 認証保育所の平均保育料(月額5.7万円)から国の無償化分(月額3.7万円)を差し引いた月額20,000円を上限として支給 利用支援部分 3 多子世帯支援部分 4 | / | / | 3 4 ・基準を満たす施設のみ 認証保育所の平均保育料(月額5.7万円)から国の無償化分(月額3.7万円)を差し引いた月額20,000円を上限として支給 利用支援部分 3 多子世帯支援部分 4 | / | | | | | | | |
| 区 の 対 応 | 国の制度に基づき無償化 【食材料費】 ・認可保育所等の主食費は、引き続き区が負担。 ・副食費については、保護者から徴収。 ・2号認定子どもの副食費の免除世帯について、区独自に年収760万円未満世帯へと拡充。 | | | | ・国・都の制度に基づき無償化。 ・区独自の補助金の見直し 平成30年度の区内未移行幼稚園の平均保育料(月額28,500円)と都内幼稚園の平均保育料(月額27,500円)の差分(月額1,000円)を助成。 | 国の制度に基づき無償化 | 国・都の制度に基づき無償化。 一部、保育の必要性認定や課税の有無に応じて、金額を調整。 【認証保育所の例】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定あり</td> <td rowspan="2">月額0円～4万円</td> <td>月額57,000円</td> </tr> <tr> <td>認定なし</td> <td>本則 : 月額0～2万円 経過措置: 月額0～4万円 差額(2万円)は区負担</td> </tr> </tbody> </table> | | 現行 | 改正案 | 認定あり | 月額0円～4万円 | 月額57,000円 | 認定なし | 本則 : 月額0～2万円 経過措置: 月額0～4万円 差額(2万円)は区負担 | ・国の制度に基づき無償化 | ・都の多子世帯支援を実施。 ・企業主導型は、認可並の保育料で利用できる施設であるという考え方を継続し、従来通り利用者支援部分は実施しない。 | 国の制度に基づき無償化 |
| | 現行 | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認定あり | 月額0円～4万円 | 月額57,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認定なし | | 本則 : 月額0～2万円 経過措置: 月額0～4万円 差額(2万円)は区負担 | | | | | | | | | | | | | | | | |

(財源割合)
1 国1/2 都1/4 区1/4 2 国10/10 3 都1/2 区1/2 4 都10/10

- (その他)
- 認可外保育施設は、都道府県に届出を行い、国が定める基準を満たすこと。ただし、基準を満たすために5年間猶予期間(経過措置)を設けることとし、2年を目処に見直す。区の対応として、指導監督基準を満たさない認可外保育施設を令和3年4月条例制定まで経過措置として無償化の対象とする。
 - 児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、居宅訪問型児童発達事業所、保育所等訪問支援事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設(基準該当及び共生型事業所、措置の場合も対象)
 - 満3歳児(満3歳の誕生日を迎え入園してから3歳児クラスに進級するまでの幼児)については、「預かり保育」および「認可外保育施設等(幼稚園在園児)」の上限金額は月額16,300円となる。
 - 保育の必要性の認定...教育・保育給付認定(2号・3号)又は施設等利用給付認定(2号・3号)

幼児教育・保育無償化 国・東京都における制度概要及び区の対応

| | 認可保育施設 | | | 幼稚園 | | | 認可外保育施設等 (5) | | | 企業主導型保育 | 障害児の発達支援施設 (6) |
|-------------------|------------------|---|-------|--------|--------|-------|--|--------------------|--|---|--|
| | 認可保育所 | 認定こども園 | 地域型保育 | 新制度幼稚園 | 未移行幼稚園 | 預かり保育 | 認証保育所 保育室含む | 基準を満たす 認可外保育施設等 | 基準を満たさない 認可外保育施設 ベビーシッター、その他事業 (一時預かり、病児保育、 ファミリー・サポート事業、 ほっとステイ) | | |
| 0 ～ 2 歳児 | 国 | 住民税非課税世帯を対象として無償化 | | | | | ・対象児童 保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯 ・上限金額 月額42,000円 上限額の範囲内において、複数サービスの利用も可能。 | | | 住民税非課税世帯を対象として月額37,100円までの範囲で無償化(国から現物給付) | 住民税非課税世帯を対象として無償化(従来より) |
| | 都 | 国の幼児教育の段階的無償化(H28～)に伴う多子支援の仕組みの対象外(年収360万円以上かつ第1子が小学生以上)の世帯について、第2子の保育料を半額、第3子以降を無償とする。(ただし公立施設は都補助対象外) | | | | | ・非課税世帯 認証保育所の平均保育料(月6.7万円)から国の無償化分(月4.2万円)を差し引いた月額25,000円を上限として支給 ・課税世帯 多子世帯へ実際の子順に応じて、認証保育所の平均保育料(月6.7万円)から都の既存の利用支援事業分(月4.0万円)を差し引いた月額27,000円を上限として支給 | | | ・基準を満たす施設のみ ・非課税世帯 認証保育所の平均保育料(月6.7万円)から国の無償化分(月4.2万円)を差し引いた月額25,000円を上限として支給 ・課税世帯 多子世帯へ実際の子順に応じて、認証保育所の平均保育料(月6.7万円)から都の既存の利用支援事業分(月4.0万円)を差し引いた月額27,000円を上限として支給 | |
| | 区 の 対 応 | ・国・都の制度に基づき無償化。 ・区立保育園利用者の多子世帯支援区負担10/10で実施する。 | | | | | ・国・都の制度に基づき無償化。 一部、保育の必要性の認定や課税の有無に応じて、金額を調整。 【認証保育所の例】 | | | ・国の制度に基づき無償化 | ・都の多子世帯支援を実施。 ・企業主導型は、認可並の保育料で利用できる施設であるという考え方を継続し、従来通り利用者支援部分は実施しない。 |

(財源割合)
1 国1/2 都1/4 区1/4 2 国10/10 3 都1/2 区1/2 4 都10/10
(その他)

- 5 認可外保育施設は、都道府県に届出を行い、国が定める基準を満たすこと。ただし、基準を満たすために5年間猶予期間(経過措置)を設けることとし、2年を目処に見直す。区の対応として、指導監督基準を満たさない認可外保育施設を令和3年4月条例制定まで経過措置として無償化の対象とする。
- 6 児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設(基準該当及び共生型事業所、措置の場合も対象)

認可保育所等の食材料費の負担

1 保育所における食材料費の経緯

- ・ 保育所では、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費として、0歳から5歳児の副食費(0～2歳は主食費含む)を保護者の負担能力に応じて徴収していたが、3歳以上児の主食については一貫して家庭持参・実費徴収(保護者負担)とされてきた。
- ・ 平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行により、食材料費の考え方について子どもの認定区分により以下のとおりとなった。

| 認定区分 | 主食費 | 副食費 |
|------------------|------------------|------------------|
| 1号認定子ども(3歳以上・教育) | 保護者負担(実費徴収) | |
| 2号認定子ども(3歳以上・保育) | 保護者負担(実費徴収) | 保護者負担(保育料に含めて徴収) |
| 3号認定子ども(3歳未満・保育) | 保護者負担(保育料に含めて徴収) | |

国が示す食材料費に係る月額保育料の内訳は、主食費3,000円、副食費4,500円

2 国の方針

国は、食材料費の取扱いについて、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本に、以下の方針を打ち出している。

(1) 1号認定子ども、2号認定子ども

主食費・副食費ともに施設による実費徴収を基本とする。

生活保護世帯や区民税非課税世帯等については、引き続き公定価格内での副食費の免除を継続する(主食費は実費徴収)。

副食費の免除対象を拡充する(年収360万円未満世帯を想定)。

(2) 3号認定子ども

- ・ 無償化が区民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。

(3) 新制度未移行幼稚園児

- ・ 園において給食を実施している場合、生活保護世帯や区民税非課税世帯、年収360万円未満世帯等に対して、月額4,500円を上限とした副食費の補助事業を実施する。

3 区の現状

(1) 2号認定子どもの利用する認可保育所等

- ・ 主食費については、区が負担している。これは、かつて東京都が公立及び私立保育所の運営の充実を図るため、3歳以上児に対する主食給食の実施に要する経費を含む補助を行っていたことを踏襲しているもので、23区で統一的な取扱いを行っている。
- ・ 副食費については、国の考え方と同様に、保育料に含めて保護者から徴収をしているが、保護者が副食費を負担しているとの認識は薄い。

| | 国の考え | 区 |
|-----|------------------|-----|
| 主食費 | 保護者負担(実費徴収) | 区負担 |
| 副食費 | 保護者負担(保育料に含めて徴収) | |

(2) 上記以外

2号認定子どもの利用する認可保育所等以外の施設における食材料費の取扱いは以下のとおりであり、いずれの施設も国が示す主食費と副食費に分ける取扱いはしていない。

| 施設 | | 保護者負担の内容 |
|----------------|------------|---|
| (区立・私立)幼稚園 | | 弁当持参 |
| 認定こども園 (1号) | 区立 | 実費負担(月4,700円(8月を除く)) |
| | 私立 | 実費負担(月額(4,000~8,500円) 又は日額(380円・480円)) |
| 新制度未移行幼稚園 | | 弁当持参又は実費負担(金額は各園による) |
| 認可外保育施設 | 認証保育所 | 実費負担(保育料に含めて徴収) |
| | その他認可外保育施設 | 弁当持参又は実費負担(金額は各園による) |

参考 区立小学校低学年 月額4,148円、区立中学校(自校調理)月額5,729円

4 区の対応

国の方針や区の現状を踏まえ、10月からの無償化に伴う区の食材料費の取扱いについて、以下のとおりとする。

(1) 対応にあたって

今回の無償化により、2号認定子どもの副食費にかぎり新たに実費化され、このことが国の議論等においても焦点とされてきたことから、区として、認可保育所等を利用する2号認定子どもの保護者負担を検討対象とし、食材料費の取扱いに変更のない他の施設については、現行の取扱いを継続する。ただし、今回、国が新たに副食費の免除を実施する1号認定子ども及び新制度未移行幼稚園児の対象児については、国の制度に則した免除措置を行う。

2号認定子どもが利用する認可保育所等の主食費は、保護者の新たな経済的負担を避ける理由から、引き続き区が負担するものとする。

現行保育料に含まれる副食費については、以下の考え方より、保護者から徴収することとする。

- ・ 国は、無償化にあたり、食材料費の保護者負担を基本としている。
- ・ 国において副食費の免除対象の拡充措置が検討されるなど、一定の低所得者対策が図られる見込みである。
- ・ 認可保育所等以外の施設を利用する保護者との負担の公平性を考慮する必要がある。
- ・ 今後さらなる保育関連事業費の増加が見込まれており、事業費の抑制が急務である。

保育関連事業費の今後数年間の増

【参考】保育関連事業費に占める一般財源

平成30年度：26,362百万円

平成31年度：27,531百万円(前年度比+1,169百万円)

0 - 2歳児への無償化拡大の国方針

宿舎借り上げ支援事業や処遇改善助成金等、国・都の補助金の見通しが立っていない中での区補助金の取扱い

無償化の影響や保育待機児童数の推移、保育施設整備の進捗状況を踏まえた更なる整備の促進

2号認定子どもが利用する認可保育所等の副食費の徴収にあたっては、これまでも、区基準保育料が国基準保育料よりも金額を低く抑えてきていることから、食材料費の徴収にあたっては保護者負担の低減を図る必要があることを踏まえ、免除対象世帯を国方針の「年収360万円未満世帯」から、当該世帯の相当する国基準保育料と同水準の区基準保育料に相当する階層に属する世帯へと区独自に拡充を行う。拡充対象世帯については、10月から教育における保護者の負担軽減策として実施予定の就学援助制度のうち、給食費が支給対象となる世帯の拡充が図られることから、「年収760万円未満世帯」とする。

(2) 実施に伴う課題

徴収上の課題

- ・ 徴収額の決定（園ごとの徴収額とするか、区で一律の金額を提示するか）
- ・ 園における徴収体制等の整備（徴収方法、債権管理手法など）

新たな補助制度の検討

- ・ 事務量が増大する私立園への事務費補助

その他

- ・ 区及び園による保護者への周知
- ・ 園ごとに作成する重要事項説明書に、副食費の徴収に係る事項を新たに規定する改正を行い、その内容を保護者に説明したうえで徴収にあたって同意を得る必要があるほか、重要事項の変更に伴い、認可内容の変更届出等が必要となる。

(3) 財政的な影響

副食費免除対象世帯を国基準の年収360万円未満世帯から年収760万円未満世帯へと拡充することによる区負担額の増 1.3億円（裏面「参考」参照）

事務量が増大する2号認定子どもが利用する認可保育所等への事務費補助

- ・ 私立保育園及び私立認定こども園162園に対し、副食費の実費徴収に対応するための職員の配置や費用の補助等を実施する。

（参考）区事務アルバイト時給1,070円

@1,070*6時間*8日*6月*162園=49,922千円

2号認定子どもに係る副食費影響額試算（年額）

単位：億円

| | 全体副食費 | 360万未満世帯 | 760万未満世帯 |
|------------------------|------------|------------|------------|
| 区立保育園・ 区立認定こども園（2号） | 1.7 | 0.2 | 0.6 |
| 私立保育園・ 私立認定こども園（2号） | 3.7 | 0.5 | 1.4 |
| 合計 | 5.4 | 0.7 | 2.0 |

国基準どおり、年収360万円未満世帯への免除を実施した場合

（対象人数 1,312人 全体の13.1%）

- ・食材料費収入：5.4億円 - 0.7億円 = 4.7億円
- ・国、都補助金（私立免除対象者の副食費の3/4）：0.5億円 * 3/4 = 0.4億円
- ・区負担額（区立免除対象者経費 + 私立免除対象者の副食費の1/4）
：0.2億円 + 0.5億円 * 1/4 = 0.3億円

年収760万円未満世帯への副食費免除を拡充した場合

（対象人数 3,708人 全体の37.1%）

- ・食材料費収入：5.4億円 - 2.0億円 = 3.4億円
- ・国、都補助金（国基準私立免除対象者の副食費の3/4）：0.4億円
- ・区負担額：2.0億円 - 0.4億円 = 1.6億円

【参考】2号認定子ども全員への副食費免除を実施した場合

（対象人数 9,991人）

- ・食材料費収入 0円
- ・国、都補助金（国基準私立免除対象者の副食費の3/4）：0.4億円
- ・区負担額 5.4億円 - 0.4億円 = 5.0億円

区保育料と国基準保育料（抜粋）

| 世帯の階層 | | | 3歳児（保育標準時間） | |
|-------|--------|----------------|-------------|--------|
| 国 | 区 | 年収目安 | 区保育料 | 国基準 |
| 第4 | D3 | 330万～470万円未満相当 | 11,200 | 27,000 |
| | D4 | | 13,100 | 27,000 |
| | D5 | | 15,500 | 27,000 |
| 第5 | D5 | ～640万円未満相当 | 15,500 | 41,500 |
| | D6 | | 18,100 | 41,500 |
| | D7 | | 20,000 | 41,500 |
| 第6 | D7 | ～930万円未満相当 | 20,000 | 58,000 |
| | D8 | | 21,500 | 58,000 |
| | D9 | | 23,500 | 58,000 |
| | D10 | | 25,500 | 58,000 |
| | D11 | | 27,000 | 58,000 |
| | D12 | | 28,100 | 58,000 |
| | D13 | | 29,800 | 58,000 |
| D14 | 30,100 | 58,000 | | |

国基準の副食費免除対象
（年収360万円未満相当）

区基準保育料では、
このあたりの階層が同額程度
（年収760万円未満相当）

認可外保育施設における無償化の範囲及び保育の質の確保等について

1 国の方針

- (1) 認可外保育施設は、国が定める認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という）を満たすことが無償化の要件となる。
- (2) 経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも、5年間の猶予期間中は無償化の対象とする。
- (3) 区市町村は、待機児童や認可保育所の整備状況などを勘案し、特に必要と認める場合に、条例に区市町村が定めた基準を満たす施設に無償化の対象を限定できる。
- (4) 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たし、さらに認可保育所等に移行するための支援を検討。

2 世田谷区内の認可外保育施設の施設数及び定員数・児童数
別表参照

3 区の対応

(1) 主旨

子どもの安全・安心が保障され、「子どもを中心とした保育」が区内の保育施設で実践されるといった、区がめざす「保育の質」を確保するため、指導監督基準を満たす施設に無償化の対象を限定するための条例の制定を検討する。

ただし、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設の利用者の中には、認可保育所等の申し込みをしたものの入園できずに施設を利用している方が一定程度見込まれることから、指導監督基準を満たしていない施設についても条例制定をめざす令和3年4月までの間、経過措置として無償化の対象とする。

(2) 対応

- ・ 指導監督基準を満たしていない施設の利用状況や保育の質の確保状況等の実態把握を行い、令和3年4月より上記1(3)に基づき、無償化の対象範囲を『指導監督基準を満たす認可外保育施設』とする条例の制定を目指す。
- ・ 条例制定までの間は、指導監督基準を満たしていない施設に対して指導監督基準を満たすよう支援・指導し、改善を求める。

4 質の確保等の取り組み

(1) 改正子ども・子育て支援法に基づく確認（令和元年10月～）

改正子ども・子育て支援法

国の無償化に伴い、子ども・子育て支援法第30条の11第1項では、認可外保育施設等の確認は市町村長が行うものとしている。

区としての取り組み

改正法を受け、引き続き東京都との連携のもと、無償化の対象となる認可外保育施設について、届出内容との整合性を確認するとともに、満たすべき教育・保育等の質や運営体制等の確保状況等を把握するなど、確認及び調査等を行う。

(2) 認可外保育施設の指導等 (令和 2 年 4 月 ~)

指導権限の移管

児童相談所の設置が予定されている令和 2 年 4 月以降、児童福祉法に基づき指導権限が移管される予定である。

区としての取り組み

指導権限の移管を受け、認可外保育施設に対し適切な指導を行うとともに、認可保育所等と同様、特に保育の質の確保に向けた支援等を実施する。

また、認可外保育施設設置届出前の開設相談の段階において、指導監督基準を満たすよう助言・指導を行う。

(3) 既存施設を活用した移行支援

国の方針

国は指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たし、さらに認可保育所等に移行するための支援を検討している。

区としての取り組み

国の方針等を踏まえ、保育の質の確保に向けた巡回による助言指導を行うなど指導監督基準を満たしていない認可外保育施設が経過措置期間中に指導監督基準を満たすことができるよう支援を行う。さらには、既存施設を活用し、認証保育所や認可保育所への移行支援を行っていく。

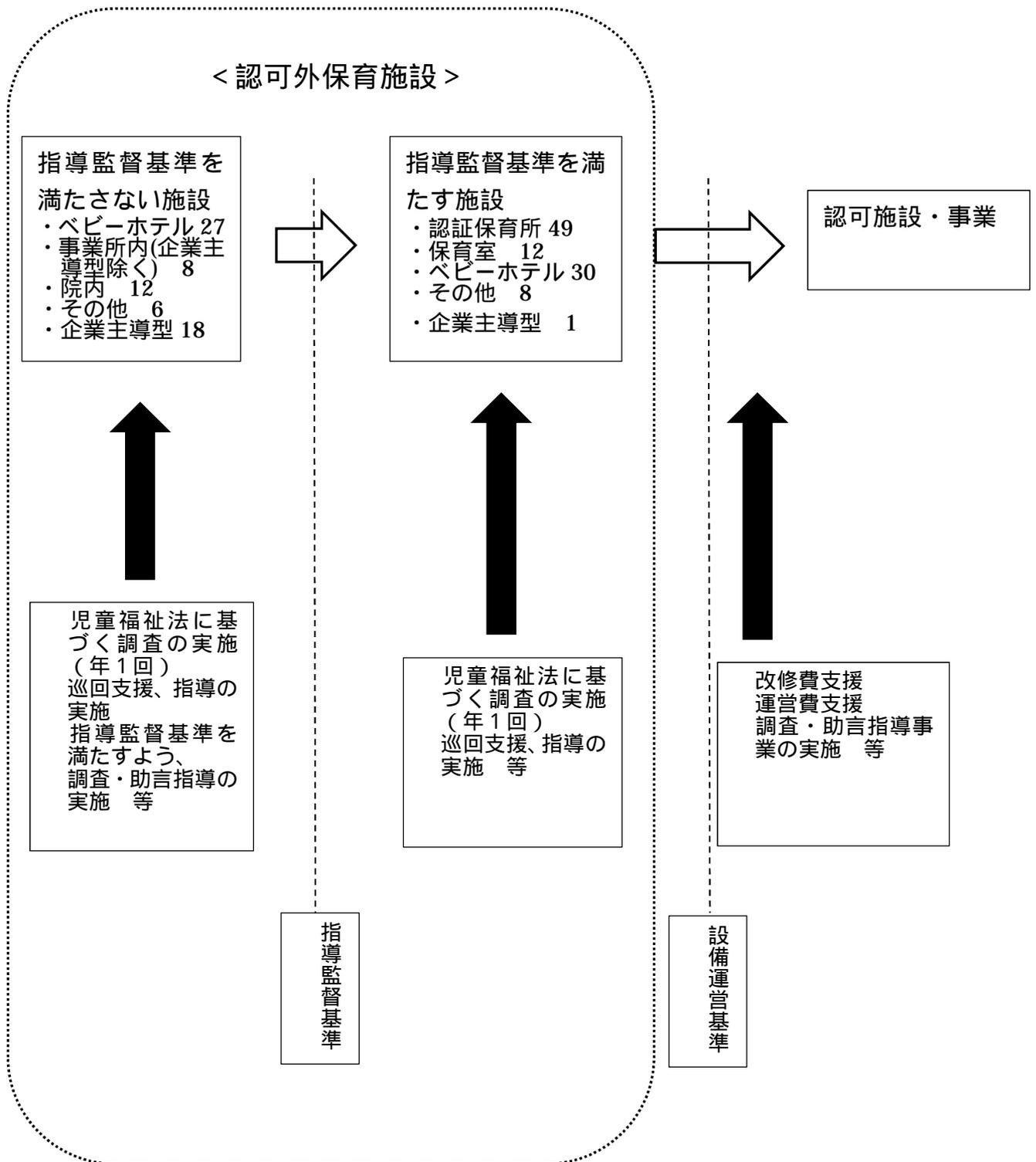
(4) 多様な保育の充実

夜間や休日等の預け入れが必要であることから、やむを得ず指導監督基準を満たさない施設を利用している場合も想定されることから、利用者の実態把握を行い、必要とされる多様な保育の実施について検討し、充実を図る。

5 スケジュール

| | |
|--------------|--|
| 令和元年 8 月 | 認可外保育施設における無償化の範囲等に関し、区民及び施設へ周知 |
| 令和元年 10 月 ~ | 幼児教育の無償化開始 |
| 令和元年 10 月 ~ | 施設及び利用者の実態把握 |
| 令和 2 年 4 月 ~ | 児童相談所設置に伴う認可外保育施設の指導開始 条例検討 (対象施設の基準) |
| 令和 3 年 4 月 ~ | 条例施行 (予定) |

【認可外保育施設への指導・支援のイメージ】



(別表)

世田谷区内の認可外保育施設の施設数及び定員数・児童数

| | 施設数 | 定員 (H30.10.1時点) | | | 児童数 (H30.10.1時点) | | |
|------------------------|-----|-----------------|-----|------|------------------|------|------|
| | | 0～2 | 3～5 | 計 | 0～2 | 3～5 | 計 |
| 指導監督基準を満たす施設 | | | | | | | |
| 保育室 | 12 | 356 | | 356 | 345 | | 345 |
| 認証保育所 | 49 | 1369 | 280 | 1649 | 1254 | 254 | 1508 |
| ベビーホテル | 30 | - | - | 786 | 350 | 347 | 697 |
| その他 | 8 | - | - | 694 | 48 | 453 | 501 |
| 企業主導型保育施設 (H30.3.31現在) | 1 | 12 | 0 | 12 | - | - | - |
| | 100 | | | 3485 | 1997 | 1054 | 3051 |
| 指導監督基準を満たさない施設 | | | | | | | |
| ベビーホテル | 27 | - | - | 269 | 159 | 162 | 321 |
| 事業所内保育施設(企業主導型除く) | 8 | - | - | 34 | 21 | 12 | 33 |
| 病院内保育施設(証明なし) | 12 | - | - | 181 | 112 | 68 | 180 |
| その他(証明なし) | 6 | - | - | 88 | 40 | 50 | 90 |
| 企業主導型保育施設 (H30.3.31現在) | 18 | 355 | 23 | 378 | - | - | - |
| 小計 | 71 | | | 572 | 332 | 292 | 624 |
| 計 | 171 | | | 4057 | 2329 | 1346 | 3675 |
| ベビーシッター | 165 | - | - | - | - | - | - |

未移行幼稚園における無償化の全体像

1 国の制度の概要

(1) 未移行幼稚園

3～5歳児（満3歳児を含む）を対象に月額25,700円まで無償化。

(2) 幼稚園の預かり保育

保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園利用料の無償化に加え、利用実態に応じて、月額11,300円（満3歳児の住民税非課税世帯は月額16,300円）まで無償化。

各月の補助額は、実際に園に支払った額（預かり保育料に含まれる実費徴収分を除く）と利用日数×450円を比較して少ない金額とする。

2 幼児教育の無償化に伴う東京都の制度見直しの概要

(1) 未移行幼稚園等

園児保護者負担軽減事業の見直しを行い、所得制限をなくすとともに、無償化給付額（月額25,700円）と都内幼稚園の平均保育料（月額27,500円）の差分（月額1,800円）を助成する。ただし、年収270万円以下の世帯、多子世帯等については、従来の負担軽減の水準を維持する。

なお、都認定の幼稚園類似の幼児施設（以下「類似施設」という）については、当面4年間、負担軽減の対象とするとともに、無償化給付（月額25,700円）についても対象とし、国負担分含め都が3/4を負担。

<負担割合> 未移行幼稚園(類似施設含む)への負担軽減補助： 都10/10
類似施設への無償化給付： 都3/4 区1/4

3 区の対応

(1) 未移行幼稚園等

国の制度導入に伴い、区の現行の保護者補助金の制度を見直し、一定の減額を図る。新たな補助額は、平均保育料まで負担軽減を図るという国と都の考え方に基づき、原則として、都内幼稚園（月額27,500円）と区内未移行幼稚園（月額28,500円）の平均保育料の差分（月額1,000円）とする。ただし、年収270万円以下の世帯、多子世帯等については、従来の負担軽減の水準を維持する。（次頁「補助額対比表」参照）

また、類似施設についても、従来どおり未移行幼稚園と同等の対応を行う。

当面の間、現行の補助と同様、半期ごとの償還払いとする。今後、保護者や園、区の負担や管外利用が多い実態などを勘案しつつ、現物支給の可能性について検討を進める。

(2) 幼稚園の預かり保育

国の制度に基づき、幼稚園の利用者で保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園保育料の無償化に加え、利用実態に応じて、月額11,300円（満3歳児の住民税非課税世帯は月額16,300円）を上限に補助。未移行幼稚園の保育料の無償化と同様、半期ごとの償還払いとする。

補助額対比表（未移行幼稚園・第1子）

| | | A 生活保護世帯 B ひとり親等世帯 | | B (年収~270万) 所得割非課税 C ひとり親等世帯 | | C (年収~360万) 所得割77,100円以下 | | D (年収~680万) 所得割211,200円以下 | | E (年収~730万) 所得割256,300円以下 | | F (年収730万起) 所得割256,301円以上 X (税未申告) | |
|------|-----------|-----------------------|-----------|------------------------------------|-----------|-----------------------------|----------|------------------------------|----------|------------------------------|----------|--|--|
| 階層 | 38,867 | 38,900 | 35,867 | 35,900 | 27,100 | 28,500 | 15,684 | 28,500 | 9,400 | 28,500 | 7,000 | 28,500 | |
| | 現行 | 無償化後 | 現行 | 無償化後 | 現行 | 無償化後 | 現行 | 無償化後 | 現行 | 無償化後 | 現行 | 無償化後 | |
| 補助月額 | 38,867 | 38,900 | 35,867 | 35,900 | 27,100 | 28,500 | 15,684 | 28,500 | 9,400 | 28,500 | 7,000 | 28,500 | |
| | 国 25,667円 | 国 25,700円 | 国 22,667円 | 国 25,700円 | 国 15,600円 | 国 25,700円 | 国 5,184円 | 国 25,700円 | 国 2,400円 | 国 25,700円 | 国 7,000円 | 国 25,700円 | |
| | 都 6,200円 | 都 6,200円 | 都 6,200円 | 都 3,200円 | 都 4,500円 | 都 1,800円 | 都 3,500円 | 都 1,800円 | 都 2,400円 | 都 1,800円 | 都 1,800円 | 都 1,800円 | |
| | 区 7,000円 | 区 7,000円 | 区 7,000円 | 区 7,000円 | 区 7,000円 | 区 1,000円 | 区 7,000円 | 区 1,000円 | 区 7,000円 | 区 1,000円 | 区 1,000円 | 区 1,000円 | |